

大和都市計画地区計画の決定（生駒市決定）

都市計画生駒市壺分・小瀬町、第 2 阪奈地区地区計画を次のように決定する。

名 称		生駒市壺分・小瀬町、第 2 阪奈地区地区計画
位 置		生駒市壺分町の一部、小瀬町の一部
面 積		約 2.2 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、現在事業中の第 2 阪奈有料道路小瀬ランプの南西に位置し、都市計画道路菜畑乙田線と近接している、交通の便に恵まれた地区である。 今後、良好な住宅市街地の形成を図るため、地区計画を策定し、合理的な土地利用計画のもとに建築物等の規制、誘導を積極的に推進するとともに、良好な住環境の形成・保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	周辺地域と調和のとれた、整然とした住宅市街地の形成を図る。併せて緑化を推進するものとする。
	地区施設の整備方針	本地区内に区画道路及び公園を適正に配置し整備を推進する。
	建築物等の整備方針	良好な住宅市街地を形成、保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。
地区整備計画事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造業又は糖衣機を使用する製品の製造業を営むものを除く。）で、作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）を除く。） 2 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎
	建築物の敷地面積の最低限度	165 平方メートル
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物については、周辺の住環境にふさわしい、落ち着いた色彩、装飾を用いることとする。
区域は、計画図表示のとおり		

# 計 画 図

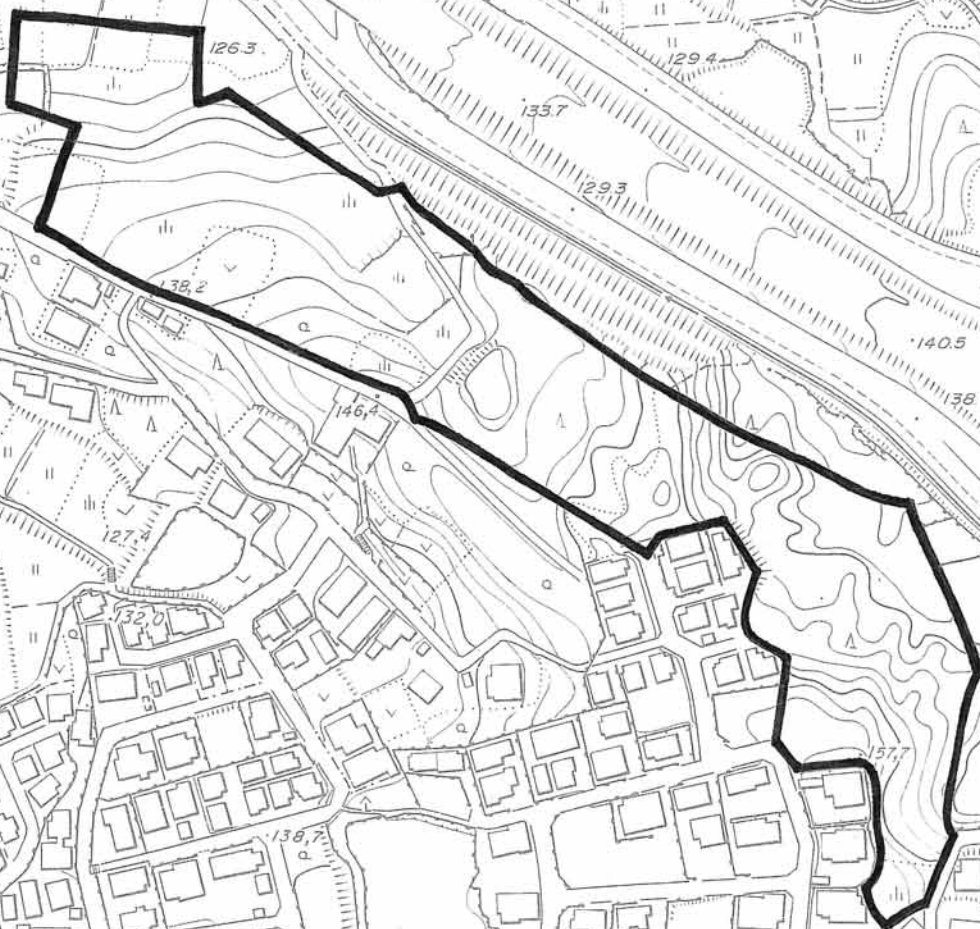
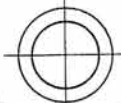
140.1  
グラウンド

## 凡 例

地区計画区域  
(地区整備計画区域)



S=1:2500



毘沙門池

(第二阪奈有界)



小 瀬 町

小瀬分館

観泉寺

122.2  
巻分町  
児童公園